

## 一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果について

令和2年8月6日  
経済産業省  
産業保安グループ  
高圧ガス保安室

令和2年6月2日付けで、一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

### 1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間： 令和2年6月2日（火）～令和2年7月1日（水）
- ・ 告知方法： ホームページにて掲載
- ・ 意見提出方法： 電子メール、FAX及び郵送

### 2. 意見募集の結果

5件

### 3. 提出された意見の概要及びそれに対する回答

別紙のとおり

### 4. 省令の改正について

令和2年8月6日に省令の改正を行いました。詳細につきましては、経済産業省のホームページに掲載しております。

### 5. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室  
電話番号：03-3501-1706

## 「一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令案等」に寄せられた御意見

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>① (一財)石油エネルギー技術センター作成の「セルフ水素スタンドガイドライン(JPEG-TD 0004(2018))」により、一定の条件を満たせば、顧客を製造許可を受けた法人等の従業員とみなすことができ、それにより、従業員常駐型のセルフ水素スタンドの運用が可能となっている。これに関し、次についてご教示いただきたい。</p> <p>(1)従業員常駐型のセルフ水素スタンドが民間規格のみで運用可能となるのであれば、遠隔監視型のセルフ水素スタンドについても省令において整備される必要はなかったのではないか。</p> <p>逆に、遠隔監視型のセルフ水素スタンドについて、省令による整備が必要だったのであれば、従業員常駐型のセルフ水素スタンドについても省令による整備が必要なのではないか。又は、一般則第7条の4は従業員が水素スタンド内に常駐していないことを規定していないため、従業員常駐型のセルフ水素スタンドも一般則第7条の4の適用を受けるのか。</p> <p>(2)従業員常駐型セルフ水素スタンドについて、引き続き民間規格に基づく運用が可能なのであれば、遠隔監視型セルフ水素スタンドとの違いを明確にするため、本改正案において、「顧客」の定義を明らかにするべきではないか。</p>	<p>(1)車両への圧縮水素の充填に係る行為は、原則として高圧ガスの製造の許可を受けた事業者の従業員でなければ行うことはできませんが、一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3の適用を受けた圧縮水素スタンドにおいて、顧客が保安教育を受けた上で当該事業者と準委任契約を締結する等、一定の条件を満たせば、みなし従業員として、顧客自らによる充填に係る行為(セルフ充填)を行うことを運用上可能としています。</p> <p>一方で、遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいては、準委任契約の締結がなされなくとも、一般の顧客が行うセルフ充填の安全が確保されるよう、一般則第7条の4の新設をはじめとする法令上の措置を行ったところです。</p> <p>(2)上記(1)のとおり、一般則第7条の4の適用を受ける遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいて、顧客には準委任契約の締結等の要件は必須ではなく、当該要件を必須とする第7条の3の適用を受ける圧縮水素スタンドにおいて行われるセルフ充填の場合とは、顧客の位置づけが異なります。</p>
	<p>② 一般則第2条第1項第26号又は第8条の2、第12条の3並びに第23条の「移動式圧縮水素スタンド」は「(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。)」を追加するべきではないか。</p>	<p>今回の改正では、「移動式圧縮水素スタンド」にはセルフ充填の導入を想定してしないため、一般則第2条第1項第26号、第8条の2、第12条の3及び第23条の「移動式圧縮水素スタンド」への「(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。)」の追記は不</p>

	要と考えます。
③ 一般則第11条、第12条の2、第22条及び第23条の「圧縮水素スタンド」は「(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。)」を追加すべきではないか。	今回の改正では、処理量の小さい「圧縮水素スタンド」にはセルフ充填の導入を想定してしないため、一般則第11条、第12条の2、第22条及び第23条の「圧縮水素スタンド」への「(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。)」の追記は不要と考えます。
④ セルフ方式であることをスタンドへ進入する際見やすい箇所に表示することを追加すべきではないか。	御指摘の表示については、一般則第7条の4第1項及び第2項で準用する第6条第1項第1号(警戒標)に対応した、一般則関係例示基準「1. 境界線・警戒標等標識」で具体的に規定することを検討しています。
⑤ スタンド内に従業員がいない場合には、その旨をスタンドへ進入する際見やすい箇所及び、顧客が車両に充填する場所の見やすい箇所に表示することを追加すべきではないか。	
⑥ 一般則第7条の4第1項について、同第7条の3第2項第23号が準用されていないが、充填のための停車位置に停車させる際、従業員による案内がないため、ディスペンサーに対する衝突防止措置が必要ではないか。	御指摘のとおり、ディスペンサー等のガス設備に対する衝突防止措置は必要であることから、一般則第7条の4第1項に、第7条の3第2項第23号の規定を追加(準用)することとします。

<p>⑦ 監視所では複数の水素スタンドの監視を同時に行うことが想定されるが、従業員の人員上の問題で適正に監視できない状況の場合、顧客のスタンド内での喫煙や火気等の持ち込みなど、危険な状態を事前に把握及び適正な指示ができない可能性がある。</p> <p>一般則第49条第1項第20号ではローリーを長時間移動する際の運転手の交代要員について定められているが、監視所の従業員についても監視するスタンド数や従事継続時間に応じて人員の下限に関する規定が必要ではないか。</p>	<p>監視所で行う監視については、一般則第7条の4第3項第3号において「顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと」と規定しており、具体的には、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）において「顧客の入場から退場までの安全を確保するため、例えば、監視所に常駐する監視者が、入場センサー等により顧客の入場を即座に確認する。」ことを求めています。</p> <p>こうした顧客の来店状況や動作等を監視所の従業員が確実に確認できるようにし圧縮水素スタンドの保安を確保するための従業者の必要数及びその配置や監視の頻度等の業務のやり方については、監視対象となる圧縮水素スタンドの状況や監視に係る業務量に応じて、事業者が適切に設定することが重要と考えます。</p>
<p>⑧ 上記と同様の理由で、消防法令によるセルフ式ガソリンスタンドと同様に、監視所において従業員が安全を確認した後にのみ充填を開始させる制御機能を監視所に設けるべきではないか。</p>	<p>遠隔監視型のセルフ水素スタンドには、ガソリンスタンドとの違いとして、万一水素の漏えいが発生した場合、即座に検知し、監視所に警報を発するとともに設備の運転を停止させる機能が自動的に働くなど、セルフ充填の安全が確保されていない場合に充填を開始させない措置がとられています。</p> <p>したがって、消防法令で求められている給油前の従業員の目視による安全確認に相当する措置は、遠隔監視型のセルフ水素スタンドでは、設備面で担保されていることとなります。</p>
<p>⑨ 一般則第7条の4第3項第3号中の「圧縮水素スタンドの運転中」とは、「製造設備の運転中」に限らず、いわゆる営業時間中、開店時間中のことか。</p>	<p>「圧縮水素スタンドの運転中」とは、当該圧縮水素スタンドの製造設備が運転している間のことを指します。</p>
<p>⑩ 一般則第7条の4第3項第4号中の「圧縮水素スタンドの運転を管理する電子計算機」は製造事業に関係しない電子計算機も含まれるのか。</p>	<p>一般則第7条の4第3項第4号の趣旨は、圧縮水素スタンドに対するサイバー攻撃による災害の発生を未然に防止することであり、製造事業における保安</p>

	<p>⑪ 基本通達の改正案では、危険時の駆けつけ時間は30分を超えない範囲とされているが、審議会ではどのような根拠をもって30分以内の駆けつけであれば危険時の措置が可能であると判断されたのか。</p>	<p>の確保に影響を及ぼすおそれのない電子計算機は本号の対象外となります。</p> <p>法第36条第1項及び一般則第84条の規定により、高圧ガスの製造設備が危険な状態となった時は、直ちに応急の措置を講じなければならないこととされています。遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいては、通常従業員が不在となるため、危険時には応急の措置を行うために従業員が水素スタンドに駆けつける必要があり得ます。その際の「危険を覚知してから駆けつけ者が圧縮水素スタンドに到達するまでの時間」（駆けつけ時間）について、燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）に属する水素スタンド主要事業者（ENEOS、日本エア・リキード、東京ガス、岩谷産業等）及び一般財団法人石油エネルギー技術センター（JPEC）を中心とした事業者側で検討が行われました。</p> <p>その後、昨年11月の「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」において、FCCJから事業者側としての駆けつけ時間の考え方の説明、具体的には、リスク評価に基づき、重大事故を引き起こす可能性のあるシナリオとして、火災による蓄圧器の温度上昇に着目し、温度上昇防止措置としての散水設備に30分間散水可能な水量を確保していることを根拠に、駆けつけ時間を「30分以内」に設定することで重大事故を防ぐことができるという提案がありました（*1）。審議の結果、この事業者側の考え方に対して特に異論はありませんでした。</p> <p>その上で、蓄圧器の例のように予兆がある場合に限らず、予兆がなく急に生じる大量漏えいや充填ホースの破裂などの事故のシナリオも想定されることから、事故時・災害時の対応に影響を与える要因（保安設備の整備状況、圧縮水素スタンドの周辺の立地環境、周辺住民の</p>
--	--	---

		<p>状況、地域の関係企業・団体との連携状況等)も勘案しつつ、30分を超えない範囲で駆けつけ時間を設定することとし、その根拠の説明を含めて事業者が作成する危害予防規程に定めることが適当であると判断しました。</p> <p>今回関係事業者から意見提出があった「駆けつけ時間の上限を法令で定めない場合」(30分を超える時間で設定される場合もあり得る)については、運用実績が無い中で、災害の発生時に応急の措置が問題なく行われ、安全が確保できるか確認できておらず、FCCJからも安全性の確保に関し具体的な対案が示されていないことから、現時点でこれらの場合を許容できる状況には無いと考えます。今後事業者側から新たな提案がなされた場合には、安全の確保を前提に、運用実績も踏まえながら検討していきます。</p>
	<p>⑫ 駆けつけ時間を30分以内とすることができるかの確認は、安全性を担保するうえで重要であることから、一般則第63条にひもづく規制ではなく、法第8条第1号又は第2号の技術上の基準とし、申請時に審査を行うべきではないか。</p>	<p>法第8条に基づく一般則第7条の4では、災害の発生を未然に防止しながら高圧ガスの製造を行うための技術上の基準を定めています。</p> <p>一方で、駆けつけ時間を含め、災害の発生に備えた保安管理体制及び実際に災害が発生した場合の対応については、事業所ごとに圧縮水素スタンドの状況に応じて、法第26条に基づく危害予防規程に具体的に規定し、これに従って実施することが適切と考えます。</p>
	<p>⑬ 消防法令に規定されるセルフ式ガソリンスタンドでは、従業員常駐型のものしか認められていない。遠隔監視型のセルフ水素スタンドは、災害発生防止及び災害発生時の被害拡大防止の観点からデメリットしかないと思われるがどうか。まず従業員常駐型のセルフ水素スタンドが全国に浸透し、安全性に関する知見を蓄えたのちに遠隔監視を導入するべきではないか。</p>	<p>今回の改正に際し、顧客によるセルフ充填が行われている従業員常駐型の圧縮水素スタンドの運用状況も確認しましたが、遠隔監視型の圧縮水素スタンドでの顧客によるセルフ充填とは、どちらも顧客が充填に係る行為を行う点で共通しているものの、当該行為を行うためのスタンド設備に求められる安全確保策や顧客の位置づけが異なるため、これまで運用されてきた従業員常駐型の圧</p>

		<p>縮水素スタンドの経験をそのまま活かせるものではないことが分かりました。</p> <p>遠隔監視型の圧縮水素スタンドの導入に当たり、欧米の先行事例を参考としつつ、現行の一般則第7条の3の基準をベースに、従業者が常駐しないことを前提とした場合でも保安を維持することができる設備基準に加え、緊急時の対応方法や保安管理体制も検討し、顧客への安全確保や危険時に周辺住民への適切な対応が図られるようにする等、追加的な措置を講じたところです。</p> <p>例えば、充填ノズルは車両の充填口と適切に接続されたことを顧客が容易に確認できるようにするとともに、車両の充填口と嵌合しない限り圧縮水素が流れず、充填中に当該充填口から外れない構造とすること、充填中に充填ノズルを接続したまま顧客が誤って発進しないような措置を講ずるとともに、万一誤発進が発生してもホースを安全に分割し圧縮水素が外部に漏えいしない構造とすること、製造設備に異常があった場合に設備を安全に停止させること等、顧客によるセルフ充填の安全確保に必要な対策を図ることとしています。</p>
	<p>⑭ 「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」の一部改正案が含まれているが、現行及び改正後の当該告示を経済産業省HP等にて閲覧できるようにしていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、経済産業省のホームページに当該告示を掲載しました(*2)。</p>
<p>2</p>	<p>① 一般則別表第1（完成検査）と第3（保安検査）の改正案では、遠隔監視所に、遠隔監視を導入する各地の水素ステーションの担当自治体が、それぞれ訪問し検査を行うこととしている。これは貴重な行政リソースの適切な使われ方とは考えられず、例えばKHKなどの代行機関が一括して検査を行い、その結果を関係自治体が活用することとすべきである。</p>	<p>現行法令上、完成検査や保安検査は、都道府県知事自らが行うのみならず、高圧ガス保安協会（KHK）や指定完成検査機関又は指定保安検査機関が検査を行った上で、その結果を都道府県知事に届け出る方法によることもできることとされています。</p> <p>また、一般則別表第1（完成検査）及び別表第3（保安検査）に定めるとおり、</p>

	<p>② 通達の改正案では、「30分を超えない範囲で」とあるが、30分の上限の根拠が必ずしも明確でなく、まさに通達改正案にあるとおり、駆け付け時間は、「事故時、災害時の対応に影響を与える要因」を様々考慮しながら、ケースバイケースで検討されるべきである。ちなみに、海外の水素ステーションにおいても、一定の駆け付け時間が規制当局により決められているという事例は承知していない。</p>	<p>監視所に講じた監視・警報・操作に係る措置は、必ずしも監視所に赴かずとも、書面の記録により検査することができることとされています。</p> <p>法第36条第1項及び一般則第84条の規定により、高圧ガスの製造設備が危険な状態となった時は、直ちに応急の措置を講じなければならないこととされています。遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいては、通常従業員が不在となるため、危険時には応急の措置を行うために従業員が水素スタンドに駆けつける必要があります。その際の「危険を覚知してから駆け付け者が圧縮水素スタンドに到達するまでの時間」（駆け付け時間）について、燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）に属する水素スタンド主要事業者（ENEOS、日本エア・リキード、東京ガス、岩谷産業等）及び一般財団法人石油エネルギー技術センター（JPEC）を中心とした事業者側で検討が行われました。</p> <p>その後、昨年11月の「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」において、FCCJから事業者側としての駆け付け時間の考え方の説明、具体的には、リスク評価に基づき、重大事故を引き起こす可能性のあるシナリオとして、火災による蓄圧器の温度上昇に着目し、温度上昇防止措置としての散水設備に30分間散水可能な水量を確保していることを根拠に、駆け付け時間を「30分以内」に設定することで重大事故を防ぐことができるという提案がありました（*1）。審議の結果、この事業者側の考え方に対して特に異論はありませんでした。</p> <p>その上で、蓄圧器の例のように予兆がある場合に限らず、予兆がなく急に生じる大量漏えいや充填ホースの破裂などの事故のシナリオも想定されることから、事故時・災害時の対応に影響を与え</p>
--	--	--



		<p>る要因（保安設備の整備状況、圧縮水素スタンドの周辺の立地環境、周辺住民の状況、地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案しつつ、30分を超えない範囲で駆けつけ時間を設定することとし、その根拠の説明を含めて事業者が作成する危害予防規程に定めることが適当であると判断しました。</p> <p>今回関係事業者から意見提出があった「駆けつけ時間の上限を法令で定めない場合」（30分を超える時間で設定される場合もあり得る）については、運用実績が無い中で、災害の発生時に応急の措置が問題なく行われ、安全が確保できるか確認できておらず、FCCJからも安全性の確保に関し具体的な対案が示されていないことから、現時点でこれらの場合を許容できる状況には無いと考えます。今後事業者側から新たな提案がなされた場合には、安全の確保を前提に、運用実績も踏まえながら検討していきます。</p>
3	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）における一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について第63条関係で、駆け付け時間を「30分を超えない範囲で」設定すること、とされているが、一律30分の上限については削除すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>① 駆け付け時間は、事故・災害時の対応に影響を与える要因（保安設備の整備状況、圧縮水素スタンドの周辺の立地環境、周辺住民の状況、地域の関係企業・団体との連携状況等）を勘案し、製造事業者が保安の確保に必要な駆け付け時間を根拠を提示して定めるものであり、根拠を示さずに一律の上限を定めることは合理的でない。</p> <p>② 今回の7条の4の制定の主要な目的の一つは、遠隔監視により圧縮水素スタンドの</p>	<p>法第36条第1項及び一般則第84条の規定により、高圧ガスの製造設備が危険な状態となった時は、直ちに応急の措置を講じなければならないこととされています。遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいては、通常従業員が不在となるため、危険時には応急の措置を行うために従業員が水素スタンドに駆けつける必要があります。その際の「危険を覚知してから駆けつけ者が圧縮水素スタンドに到達するまでの時間」（駆けつけ時間）について、燃料電池実用化推進協議会（FCCJ）に属する水素スタンド主要事業者（ENEOS、日本エア・リキード、東京ガス、岩谷産業等）及び一般財団法人石油エネルギー技術センター（JPEC）を中心とした事業者側で検討が行われました。</p> <p>その後、昨年11月の「水素・燃料電</p>

	<p>運営費人件費等を低減し圧縮水素スタンドの普及を促進することにあると考えるが、合理的根拠なく駆け付け時間の上限を定めることは、運営費の削減（例えば従業員の確保の自由度）を困難にし、そもそもの法令改正の目的・効果の達成を困難とする制約となりうる。</p>	<p>池自動車関連規制に関する検討会」において、FCCJから事業者側としての駆け付け時間の考え方の説明、具体的には、リスク評価に基づき、重大事故を引き起こす可能性のあるシナリオとして、火災による蓄圧器の温度上昇に着目し、温度上昇防止措置としての散水設備に30分間散水可能な水量を確保していることを根拠に、駆け付け時間を「30分以内」に設定することで重大事故を防ぐことができるという提案がありました(*1)。審議の結果、この事業者側の考え方に対して特に異論はありませんでした。</p> <p>その上で、蓄圧器の例のように予兆がある場合に限らず、予兆がなく急に生じる大量漏えいや充填ホースの破裂などの事故のシナリオも想定されることから、事故時・災害時の対応に影響を与える要因（保安設備の整備状況、圧縮水素スタンドの周辺の立地環境、周辺住民の状況、地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案しつつ、30分を超えない範囲で駆け付け時間を設定することとし、その根拠の説明を含めて事業者が作成する危害予防規程に定めることが適当であると判断しました。</p> <p>今回関係事業者から意見提出があった「駆け付け時間の上限を法令で定めない場合」（30分を超える時間で設定される場合もあり得る）については、運用実績が無い中で、災害の発生時に応急の措置が問題なく行われ、安全が確保できるか確認できておらず、FCCJからも安全性の確保に関し具体的な対案が示されていないことから、現時点でこれらの場合を許容できる状況には無いと考えます。今後事業者側から新たな提案がなされた場合には、安全の確保を前提に、運用実績も踏まえながら検討していきます。</p>
4	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用	法第36条第1項及び一般則第84条の

<p>及び解釈について（内規）における一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について第63条で、駆けつけ時間を「異常を覚知してから当該圧縮水素スタンドに到着するまでの時間とし、30分を超えない範囲で、法第36条第1項が求める内容にてらして合理的な時間を設定すること。」とされているが、今後の運用実績を踏まえ、30分の駆けつけ時間が合理的かどうかについて検討、見直しをお願いしたい。</p> <p>（理由）</p> <p>駆けつけ時間は、事故・災害時の対応に影響を与える要因（保安設備の整備状況、圧縮水素スタンドの周辺の立地環境、周辺住民の状況、地域の関係企業・団体との連携状況等）を勘案し、製造事業者が保安の確保に必要な駆けつけ時間の根拠を提示して定めるものであり、一律の上限を定めることは合理的ではないと思われるため。</p>	<p>規定により、高圧ガスの製造設備が危険な状態となった時は、直ちに応急の措置を講じなければならないこととされています。遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいては、通常従業員が不在となるため、危険時には応急の措置を行うために従業員が水素スタンドに駆けつける必要があります。その際の「危険を覚知してから駆けつけ者が圧縮水素スタンドに到達するまでの時間」（駆けつけ時間）について、燃料電池実用化推進協議会（FCGJ）に属する水素スタンド主要事業者（ENEOS、日本エア・リキード、東京ガス、岩谷産業等）及び一般財団法人石油エネルギー技術センター（JPEC）を中心とした事業者側で検討が行われました。</p> <p>その後、昨年11月の「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」において、FCGJから事業者側としての駆けつけ時間の考え方の説明、具体的には、リスク評価に基づき、重大事故を引き起こす可能性のあるシナリオとして、火災による蓄圧器の温度上昇に着目し、温度上昇防止措置としての散水設備に30分間散水可能な水量を確保していることを根拠に、駆けつけ時間を「30分以内」に設定することで重大事故を防ぐことができるという提案がありました（*1）。審議の結果、この事業者側の考え方に対して特に異論はありませんでした。</p> <p>その上で、蓄圧器の例のように予兆がある場合に限らず、予兆がなく急に生じる大量漏えいや充填ホースの破裂などの事故のシナリオも想定されることから、事故時・災害時の対応に影響を与える要因（保安設備の整備状況、圧縮水素スタンドの周辺の立地環境、周辺住民の状況、地域の関係企業・団体との連携状況等）も勘案しつつ、30分を超えない範囲で駆けつけ時間を設定することと</p>
--	---

		<p>し、その根拠の説明を含めて事業者が作成する危害予防規程に定めることが適当であると判断しました。</p> <p>今回関係事業者から意見提出があった「駆けつけ時間の上限を法令で定めない場合」（30分を超える時間で設定される場合もあり得る）については、運用実績が無い中で、災害の発生時に応急の措置が問題なく行われ、安全が確保できるか確認できておらず、FCCJからも安全性の確保に関し具体的な対案が示されていないことから、現時点でこれらの場合を許容できる状況には無いと考えます。今後事業者側から新たな提案がなされた場合には、安全の確保を前提に、運用実績も踏まえながら検討していきます。</p>
5	<p>① 一般高圧ガス保安規則改正案の「第7条の4第1項第2号へ」を、現場にいない者が行うためには、何をすればよいか、例示基準で示してほしい。</p> <p>また、小規模な漏洩爆発が起き、監視カメラが正常に作動しなかった場合に、現場の状況を確認するすべがなくなるので、付近の住民への適切な避難の警告は難しいと考える。</p> <p>そのため、付近の住民への適切な避難の警告ではなく、「現場の警察官、消防との連絡方法の確保」に変更した方がよい。</p> <p>(理由)</p> <p>避難命令は、市町村長、現場の警察官、消防が行うべきものであるため。</p> <p>② 「一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」の改正案の、第7条の4関係(3)については、必要人員の算定方法を示してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>実績がなく、参考となるものがないため。</p> <p>③ 一般高圧ガス保安規則改正案の「第7条の4第1項第2号イ」の規定による「監</p>	<p>製造施設が危険な状況になったときに、必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置は、一律の判断基準を定めて画一的な対応を求めるのではなく、圧縮水素スタンドの周辺状況等を踏まえて決めていくべきものと考えます。</p> <p>なお、消防等との連絡方法については、事業者の作成する危害予防規程に記載することとされています。</p> <p>監視所で行う監視については、一般則第7条の4第3項第3号において「顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと」と規定しており、具体的には、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)において「顧客の入場から退場までの安全を確保する</p>

<p>視」の頻度を例示基準か、運用及び解釈で明確にした方が良い。</p> <p>(理由)</p> <p>監視の頻度によって、必要な設備が異なると考えられるため。</p>	<p>ため、例えば、監視所に常駐する監視者が、入場センサー等により顧客の入場を即座に確認する。」ことを求めています。</p> <p>こうした顧客の来店状況や動作等を監視所の従業員が確実に確認できるようにし圧縮水素スタンドの保安を確保するための従業者の必要数及びその配置や監視の頻度等の業務のやり方については、監視対象となる圧縮水素スタンドの状況や監視に係る業務量に応じて、事業者が適切に設定することが重要と考えます。</p>
<p>④ 改正後の一般高圧ガス保安規則第7条の4に適合する圧縮水素スタンドから、車両へ水素を充てんする行為（ディスプレイからの車両への高圧ガスの移充てんのみ）は、許可を受ける必要のない製造として扱うこととした方が良い。</p> <p>また、改正案では、充てんをする顧客は、スタンド事業者の指示に従う義務がないにも関わらず、顧客がスタンドで起こした全ての失敗の責任が、事業者のものとなると考えられる。しかし、それは事業者に対して、少々厳しすぎるため、顧客の義務を、法第13条に基づく経済産業省令で定める技術上の基準に追加するのが良い。</p> <p>(理由)</p> <p>高圧ガス保安法では、実際に高圧ガスの製造をする者（この場合、圧縮機等を使用して、ガスを圧縮等する行為及び車両へのガスの充てんする行為が製造にあたる）が許可を受けるとされている。</p> <p>これに対して、今回の運用の改正は高圧ガス保安法関係基本通達第5条関係（7）の「法に規定する高圧ガスの製造等の許可を受けるべき者は、実際に高圧ガスの製造等に携わる者（法人又は個人）である。したがって、例えば甲と乙との間に高圧ガスの充てん作業について請負契約が成立し、甲が乙から請負って実際に高圧ガスの充てん作</p>	<p>圧縮水素スタンドにおける車両への充填に係る行為は、製造設備の操作を伴うものであり、高圧ガスの製造に当たるため、原則として製造の許可を受けた者が行う必要があります。</p> <p>遠隔監視型のセルフ水素スタンドの事業者には、一般則第7条の4をはじめとする法令上の措置に基づき、災害の発生防止を図りながら高圧ガスの製造を行うことが求められ、すなわち、セルフ充填を行う一般の顧客の安全の確保に責任を有することから、顧客に対して法第13条に基づく技術上の基準は適用されません。</p>

<p>業に携わるときは法第5条の規定により許可を受けるべき者は甲である。」と矛盾する。事業者とその従業員の間には、雇用契約があり、その雇用契約のもと、従業員が事業所の規則である危害予防規程やその付属基準（通常は、運転基準等が定められる）を順守する義務が生じる。それに対し、顧客と高圧ガス製造事業者との間には、雇用関係が存在するわけではないため、顧客が事業所内で行う行為に対して制約を課すべき根拠に乏しい。</p> <p>なお、法第13条に違反した場合には、罰則適用もあるため抑止力となりえる。</p>	
--	--

\*1 第10回水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会（R1.11.29開催）資料1  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/suiso\\_nenryo/pdf/010\\_01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/suiso_nenryo/pdf/010_01_00.pdf)

\*2 経済産業省「高圧ガス・コンビナートの安全」のページ（法令・ガイドライン）  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/hipregas/hourei/ko\\_uatu\\_kokuji.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/ko_uatu_kokuji.html)